

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月3日
【報告者の名称】	佐藤食品工業株式会社
【報告者の所在地】	SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
【電話番号】	(0568)77-7316(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼上席執行役員 湯原善衛
【縦覧に供する場所】	佐藤食品工業株式会社 (愛知県小牧市堀の内四丁目154番地) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成21年2月20日提出の「意見表明報告書」、及び平成21年2月26日提出の「意見表明報告書の訂正報告書」において、ICoベータ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同意見を表明し、公表しておりましたが、平成21年2月27日開催の当社取締役会において同賛同意見を変更することとなりましたので、本書をもって本公開買付けに係る意見表明報告書の記載事項の訂正を報告いたします。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正部分は下線をもって示します。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

（訂正前）
< 前略 >

（1）本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けに関し、平成21年2月19日開催の取締役会において、以下の理由から、賛同し、当社株主の皆様へ、本公開買付けへの応募を勧める旨を決議いたしました。

（2）本公開買付けに関する意見の理由及び根拠

本公開買付けの概要

（中略）

本公開買付けに賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

（中略）

当社経営陣は、インテグラルと協議を実施し、その結果、これら諸般の事情を総合的に考慮して、当社取締役会も本公開買付けに賛同することといたしました。

大株主の本公開買付けへの応募の同意について

なお、インテグラルは、TZCI並びに当社及びTZCIの親会社であるSFCGとも協議・交渉を行い、後記（7）記載のとおり平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、TZCIの保有する当社株式に同日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募していただける旨の同意（但し、当該契約においては、TZCIが保有する全ての当社株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除されなかった場合には、TZCIは、その保有する当社株式の全てにつき本公開買付けへの応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCIによれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、TZCIは、本公開買付け期間中に、被担保債権の弁済を行うか又はTZCIの保有する当社株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのこととです。）を得ているとのこととです。さらに、公開買付者は、平成21年2月20日現在において当社の取締役であり当社の大株主である湯原善衛（保有株式数521,820株（所有割合5.60%））、その母である湯原幸子氏（保有株式数152,009株（所有割合1.63%））、当社の代表取締役である吉松明文（保有株式数2,000株（所有割合0.02%））及び当社の取締役である鈴木宗行（保有株式数2,100株（所有割合0.02%））との間でも、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する当社株式の全部（合計 677,929株（所有割合：約7.27%））について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

SFCGに対する大口与信の解消

(中略)

当社として、平成21年3月末までの本社債等の全額の償還又は第三者への売却は、上記の当社リスク管理の方針に合致するものであり、本社債等の全額の期限前償還又は第三者への売却を行うべく本公開買付けが本年3月末までに完了するように協力することが肝要であると判断したことも、当社が本公開買付けに賛同すると判断した理由の一つです。

(中略)

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の理由及び根拠」に記載のとおり、本公開買付けを含む非公開化のための一連の取引が、当社の利益改善及び企業価値向上のために不可欠であり、それが最終的には当社の株主の皆様利益に資するものと判断し、公開買付者による本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることといたしました。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記(4)に記載の方法により、公開買付者及び佐藤氏らを除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の子会社化を行うことを企図しております。なお、当社の子会社化の過程において公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付価格(本社債等が償還された場合の買付価格の引上げを行った場合には変更後公開買付価格)を基準として算定される予定です。

(中略)

(8) 大株主に対する撤回請求権行使及びこれによる本公開買付け不成立の可能性

SFCGは、株式会社東京証券取引所において、平成21年2月23日付で、「民事再生手続開始申立てに関するお知らせ」(以下「本公表」といいます。)を公表しております。本公表によれば、SFCGは、同日開催のSFCGの取締役会において、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所民事第20部に対して民事再生手続開始の申立てを行い、かかる申立ては同日付で受理され、直ちに同裁判所から弁済禁止等の保全処分及び監督処分が発せられたとのことです。

また、TZCIが保有する全ての当社株式には担保権が設定されておりましたが、日本振興銀行株式会社(本社：東京都千代田区神田司町2-7 日本振興ビル 取締役兼代表執行役社長 上村 昌史 以下「日本振興銀行」といいます。)が担保権者として同担保権を実行し当社株式を取得したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けに関し、平成21年2月19日開催の取締役会において、以下の理由から、賛同し、当社株主の皆様は、本公開買付けへの応募を勧める旨を決議いたしました。しかし、後記(9)で詳述しますように、当社はかかる賛同意見を撤回し中立的な立場を表明することとしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由及び根拠

本公開買付けの概要

(中略)

本公開買付けに当初賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

(中略)

そこで、当社経営陣は、インテグラルと協議を実施し、その結果、これら諸般の事情を総合的に考慮して、当社取締役会も本公開買付けに当初賛同することといたしました。

大株主の本公開買付けへの応募の同意について

なお、インテグラルは、TZCI並びに当社及びTZCIの親会社であるSFCGとも協議・交渉を行い、後記(7)記載のとおり平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、TZCIの保有する当社株式に同日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募していただける旨の同意(但し、当該契約においては、TZCIが保有する全ての当社株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除されなかった場合には、TZCIは、その保有する当社株式の全てにつき本公開買付けへの応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCIによれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、TZCIは、本公開買付け期間中に、被担保債権の弁済を行うか又はTZCIの保有する当社株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのことです。)を得ているとのことでした。さらに、公開買付者は、平成21年2月20日現在において当社の取締役であり当社の大株主である湯原善衛(保有株式数521,820株(所有割合5.60%))、その母である湯原幸子氏(保有株式数152,009株(所有割合1.63%))、当社の代表取締役である吉松明文(保有株式数2,000株(所有割合0.02%))及び当社の取締役である鈴木宗行(保有株式数2,100株(所有割合0.02%))との間でも、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する当社株式の全部(合計677,929株(所有割合:約7.27%))について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ておりました。

SFCGに対する大口与信の解消

(中略)

当社として、平成21年3月末までの本社債等の全額の償還又は第三者への売却は、上記の当社リスク管理の方針に合致するものであり、本社債等の全額の期限前償還又は第三者への売却を行うべく本公開買付けが本年3月末までに完了するように協力することが肝要であると判断したことも、当社が当初本公開買付けに賛同すると判断した理由の一つです。

(中略)

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同した理由

当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の理由及び根拠」に記載のとおり、本公開買付けを含む非公開化のための一連の取引が、当社の利益改善及び企業価値向上のために不可欠であり、それが最終的には当社の株主の皆様の利益に資するものと判断し、公開買付者による本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることといたしましたが、後記(9)で述べますように、当社はかかる賛同意見を撤回し中立的な立場を表明することとしました。

(中略)

(8) 大株主に対する撤回請求権行使及びこれによる本公開買付け不成立の可能性

しかし、SFCGは、株式会社東京証券取引所において、平成21年2月23日付で、「民事再生手続開始申立てに関するお知らせ」(以下「本公表」といいます。)を公表し、同日開催のSFCGの取締役会において、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所民事第20部に対して民事再生手続開始の申立てを行い、かかる申立ては同日付で受理され、直ちに同裁判所から弁済禁止等の保全処分及び監督処分が発せられました。

これに先立ち、SFCGが日本振興銀行株式会社(以下「日本振興銀行」といいます。)に対して負担していた債務の担保としてTZCIが保有する全ての当社株式には担保権が設定されておりましたが、担保権者である日本振興銀行株式会社(本社:東京都千代田区神田司町2-7日本振興ビル 取締役兼代表執行役社長 上村 昌史 以下「日本振興銀行」といいます。)が同担保権を実行したことにより、平成21年2月20日付で日本振興銀行が当社の親会社に該当することとなりました。その結果、これまで当社

の直接の親会社であったTZCI、並びに間接保有による親会社であったSFCG、株式会社KEホールディングス、及びQ and Company 株式会社は、当社の親会社に該当しないこととなりました（この点については、平成21年2月26日提出の「臨時報告書」をご参照下さい。）、

（中略）

（９）賛同意見の撤回と中立的立場の表明

当社は、平成21年2月20日提出の「意見表明報告書」、及び平成21年2月26日提出の「意見表明報告書の訂正報告書」において、ICoベータ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同意見を表明し、公表しておりましたが、平成21年2月27日開催の当社取締役会において同賛同意見を変更することとなりました。

すなわち、平成21年2月27日に、当社は当社の親会社となった日本振興銀行と協議を行い、その結果、日本振興銀行は当社の上場を維持する意向を有していることが分かりました。これは公開買付者の方針である当社株式の非上場化とは異なる立場です。当社は、かかる親会社の異動と親会社の意向が公開買付者の本公開買付けにおける意向にそぐわない事態となった現状に鑑み、平成21年2月27日開催の当社取締役会において、平成21年2月19日付で取締役会決議いたしました本公開買付けに対する賛同意見を撤回すること、及び、今後につきましては、上場を維持しつつ、新たな業務提携先若しくは業務資本提携先を探しながら、当社の業績と信頼の回復に努めていく方針を決議いたしました。もっとも、上記の事情により、本公開買付けが不成立となる可能性は高いと考えられますが、本公開買付けの手続は継続しており、本公開買付けの成立を希望されている当社株主の方々もいらっしゃいます。そこで、当社は、本公開買付けに対し中立の立場を取ることを同取締役会にて決議いたしました。すなわち、当社は、本公開買付けに対し賛成し当社の株主の皆様にご応募をお勧めすることはしませんが、本公開買付けに対して積極的に反対意見を表明して、本公開買付けへの応募に応じないことをお勧めするものでもございません。

また、当社は、本公開買付けの不成立の見込みを受けて、1株当り15円の当期期末配当を実施する見込みを有し、当該期末配当予想を修正いたしました。さらに、平成21年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録されている株主様に対し、従前同様の株主優待制度を実施することといたしました。

なお、菊池渡取締役、山村友幸取締役、西郷義美取締役及び鈴木昌也取締役は平成21年2月27日をもって当社の取締役を辞任したため、同日時点での当社取締役（代表取締役を含む。）は以上の4名を除く吉松明文代表取締役、湯原善衛取締役及び鈴木宗行取締役の3名であり、同日の取締役会の開催及びその決議は、上記3名の取締役全員及び監査役4名全員の出席により、全員一致で執り行われました。

< 後略 >

以上